

不審な電話にご注意ください

◎ 静岡県内で不審な電話があったとの情報がありましたのでご注意ください。

(事例1)

平成27年10月5日(月)、沼津市の被保険者(76歳・女性)宅へ沼津市役所国民健康保険課職員を名乗る者から、「医療制度の変更があったため、平成27年4月分の還付金対象になる」と電話があった。銀行名、携帯電話の番号等を聞かれたが、被保険者は携帯電話を持っておらず、一度電話を切った。

不審に思った被保険者から、市役所に問い合わせがあり、市役所からはそのような電話をしていないことから不審電話であると判明した。

還付がある場合には、郵便で通知をすることなどを伝え、今回は被害がなかったが、今後も気をつけてもらうよう促した。

(事例2)

平成27年10月7日(水)午後1時20分頃、清水町の被保険者(75歳・女性、76歳・男性)へ清水町役場国民健康保険課のホリエを名乗る者から電話があり、「28,500円の還付金の通知を出したが、手続きがなかった。今日中に手続きしたい」と電話があった。(今年の6月にも全く同じ内容の電話があったとのこと)

銀行口座を聞かれ、答えたが「銀行では即日の手続きができないため、近くのスーパーマーケットのATMで手続きしてほしい。12時30分にタナカという女性が行くため、ATMまで来るように」と言われた。

実際に夫婦でATMへ行ったが誰もいなく、12時30分に再度ホリエから電話(電話番号は不明)があり、その手順に沿って操作を進めた。キャッシュカードを入れ、暗証番号を入れるところまで手続きをすると、「こちらに届くはずの情報が黒くなっていて見るができない。そのキャッシュカードは、もう使うことができないため銀行で再発行の手続きをしてほしい。」と言われ、「分かりました」とだけ伝え、電話を切った。キャッシュカードは使用するために不審に思い、役場に来庁し、不審電話であることが判明した。

清水町役場には、ホリエという職員はいないことや還付金の受け取りは、

口座振込で行っていることを伝えた。再度連絡があるかもしれないが、応じないようにと注意を促し、警察に届け出るようにと話した。

- キャッシュカードやクレジットカードの暗証番号をお聞きすることは一切ありません。
- 後期高齢者医療制度として、被保険者のみなさんにATM(現金自動預け払い機)を利用して保険料等の支払いや還付の手続きをお願いするお手続きはありません。
- このような不審な電話がありましたら、一旦電話を切り、お住まいの市町の担当課または広域連合などにご確認ください。

静岡県後期高齢者医療広域連合
TEL 054-270-5520(代表)